

【特定事業者】カトーレック株式会社

(主に貨物自動車運送事業を営む事業者)

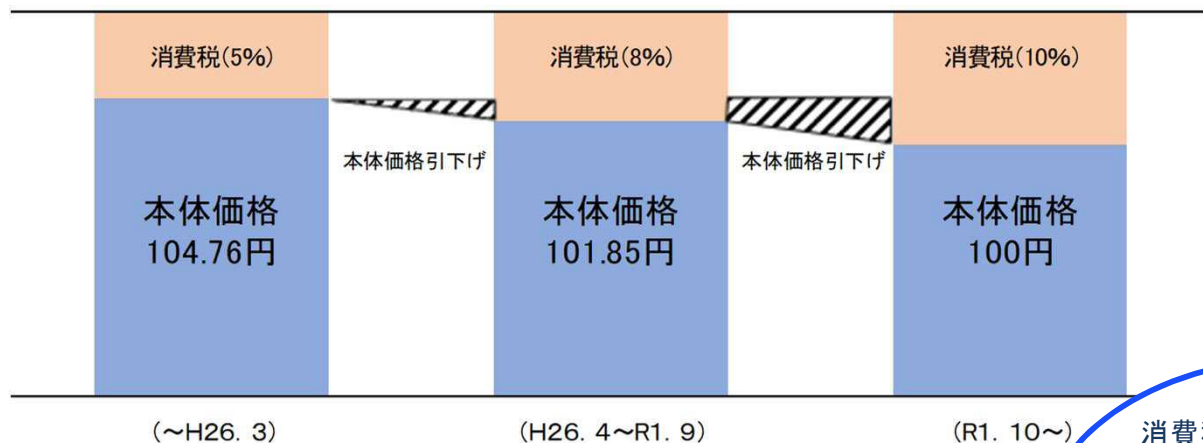
本件委託配送業者に継続して委託している配送業務について、報酬単価又は月額報酬を消費税を含む額で定める。

※違反行為※

本件委託配送業者に対し、報酬単価又は月額報酬について、平成26年4月1日以後及び令和元年10月1日以後も消費税率引上げ分を上乗せせずに配送業務の委託料(注)を支払った。

(注) 委託料 = 報酬単価(税込み) × 配送個数等 又は 月額報酬(税込み)

(例)報酬単価110円



※勧告の内容※

- 配送業務の委託料について、平成26年4月1日又は令和元年10月1日に遡って、速やかに、消費税率引上げ分を上乗せした額まで引き上げ、当該引上げ分相当額を本件委託配送業者に支払うこと
- 消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うこと など

消費税転嫁対策特別措置法では、合理的な理由なく消費税率引上げ前の税込価格に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価の額を定める行為を「買ったたき」として禁止しています。



【特定供給事業者】

本件委託配送業者 (約340名)

消費税転嫁されてイルカ
ルカちゃん

